

高砂市民・事業者の皆様へ

～新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除にあたって～

5月21日、兵庫県は、対象となっていた新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言対象区域から解除されました。

本市においては、5月10日以降本日まで新たな感染者は確認されておらず、感染拡大は抑えられている状況です。これまでの市民・事業者の皆様の感染症拡大防止の取り組みのご協力に感謝申し上げますとともに、ご尽力をいただいている医療関係者の方々に心から感謝いたします。

本市は、方針として5月31日まで市主催イベントや市施設の利用を中止することとしておりましたが、緊急事態宣言の解除を受け、6月1日から市立小学校、中学校、幼稚園を再開するほか、市施設の利用や市主催のイベントについても感染防止対策を整えたうえで順次再開してまいります。

しかし、今後の感染症拡大の第2波に備えるため、市民の皆様には、引き続き不要不急の外出の自粛と、「3つの密」（密閉、密集、密接）を避けていただき、また、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いの徹底や働き方の新しいスタイルなど、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に取り組んでいただくようお願いいたします。

令和2年5月23日

高砂市長 都倉 達殊